

第2回 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

- 日 時 平成31年3月19日(火) 午前10時00分～午前11時55分
- 会 場 豊岡市立野庁舎1階 多目的ホール
- 出席者 西池委員 宮下委員 田垣委員 中井委員 足立委員 大垣委員 谷委員
林委員 高谷委員 田村委員 柳委員
- 欠席者 浜上委員 中嶋委員 國下委員 桑井委員 酒井委員 小西委員 中江委員
- 協議事項
- (1) 豊岡市障害者計画の取組み状況について
【質疑応答等】

○ 雇用・就労機会の拡充について

E 委員

3月6日に身体障害者相談員の研修会を行った。ハローワークから障害者就労の現状と展望について講演いただいた。但馬は全国的にみて障害者雇用率は高いと聞いたが、問題点も多く、雇う側の障害者理解がないと就労が続かないケースが多々あるとのことであった。会社は人手不足の中で、「人を雇う」＝「働いてほしい」もしくは「戦力になってほしい」と考えている。どうしても会社の戦力として考えると、障害者は弱いので、なかなかうまくいかないところがあるようである。

P 委員

短時間就労について、福祉分野の就労の一部であればできるのではないかと。社会福祉協議会などが就労の取りまとめをする役割を担い、希望者が登録して仕事を受ける。シルバー人材センターも人手が不足する中で、障害者の方が登録をして仕事をするとも考えられる。就労継続支援B型の事業所が、今ヘルパーが行っている生活支援の部分を担うことができるのではないかと。生活支援の作業はヘルパーの資格がなくても担うことができるが、この部分を担ってくれる人材が不足している。市の高齢者施策の中で位置づければ、障害者雇用の需要を生み出すことができると思う。市で地域の生活支援ニーズを把握して、B型事業所に生活支援の作業を担うことができないか働きかけ、B型事業所の業務のひとつとして位置付けることも考えられる。市の高年分野と障害分野がちゃんと調整すればできると思う。

このような取り組みをおこなっている自治体もあるので、市が政策的に打ち出して、ヘルパー不足の解消と障害者雇用を合わせて考えることができないか。ただ待っていても前に進まない。

事務局

マッチング支援については、全国の市でも数カ所あると聞いている。平成27年に生活困窮者の自立支援法が成立したときに、生活困窮から脱却するには就労支援が必要、それも福祉的就労から始めることが必要ということで、出口支援を検討したこともあるが、マンパワーが大きな課題と思っている。

ただ、ヘルパー不足は普遍的な課題であるので、生活支援の一部を障害者が担うことは新しい視点として検討すべき課題と考えている。

N委員

但馬地域の障害者雇用率については、全国的に見ても高い。ただ、障害者雇用に関心の高い企業と低い企業の間の壁は非常に高いと感じている。そのため障害者の生の声を聴いたり、セミナーや直接企業に出向いて、障害者の理解を促したり、職場サポーターなど障害者の理解者を増やす取り組みをしているが、なかなか進んでいない状況である。

副委員長

ゴミ掃除や墓掃除など、現在委託で請け負ってやっている。市からも剪定などの業務の話もいただいている。また、農福連携で障害者雇用について、新しい取り組みが検討されようとしている。個人でもやれるし、そうでなくてもグループ作業でもできないかということのをこれから模索していこうとしている。

ただ、就労継続支援A型の利用者が今のサービスを断ち切って一般就労に向かっていくのは難しい。実際にサービスから一般就労に移行しているケースは実感として少ない。

P委員

障害者にとって一般就労がゴールという考え方を変える必要がある。一般就労と就労継続支援B型の中間的な役割をするところがないことが問題と考えている。例えば生活支援のニーズがあることは分かっているので、資格のいらないサービスをエリアを分けて安定的に業務として供給し、A型やB型事業所で請け負っていくことが可能ではないのか。地域包括ケアで徐々に地域で生活支援をしようとしている。その中で高齢者の生活支援のニーズはこれから増えていくので、ちゃんと雇用の受け皿を作っていく必要がある。事業所ベースで考えるのであれば、ニーズに対応できる事業所を整理する必要がある。

来年度、就ボツと一緒に障害者の働き方について意識改革をしなければならないと考えている。新しい障害者雇用の形態は、短時間の働き方だけではないと思うので、視点の整理が必要。

K委員

市が障害者の法定雇用率を達成していることは評価できるが、精神障害者の雇用は0名ということであった。以前、精神障害者の方が、市に就職した。病気をオープンにして就職したが、就職先の人は病気のことも知らない、周りの方もどう支援していいか分からない中で、数カ月で退職することになってしまった。

就労支援は入り口だけの支援でなく、どう継続していくかという視点を持ってほしい。

委員長

新しい仕事の形態について具体的に意見があった。シルバー人材センターを含めて、専門職の方も意識改革が必要である。

A委員

住まいが都会、実家が豊岡にある方にとって、実家は手放せないが維持管理が大変であり、できれば誰かに管理をしてほしいと思っている。管理をしてくれる人をネットで調べると数件あるが、但馬では少ない。代行ビジネスをリストアップするなどして、市内でなく市外にネットなどで発信することが大事。お客さんの視点を持つ必要がある。大阪・神戸から実家に帰ってきてお墓掃除などをして帰ると、時間的・経済的成本は1万数千円程度。そう考えると一定の金額であれば、実家を管理してもらいたい人はいる。空き家の維持管理も同じと思う。

専門職大学について2021年度開学予定と聞いている。大学ではいろいろな仕事が発生する。400人規模の単科大学でも印刷や軽作業がかなり発生する。ここで障害者雇用をどうするかという議論が出てくる。2021年度開学であれば、2019年度、兵庫県はカリキュラム等の検討で手一杯で、細部まで検討ができないと思う。市が大学における障害者雇用についてストーリーを考えて、2019年度中に県に提出することはよいことだと思う。

○ 広報・啓発について

A委員

障害者差別解消法の広報・啓発について、市としてはできるだけことはしていると思う。

国連の障害者権利条約のモニタリングがある可能性がある。また、障害者差別解消法の改正について国のHPでほのめかされている。それを前提で考えると、個人的な見解であるが各市町で障害者差別解消法の協議会を設立されることになるのではないかと思う。今の自立支援協議会では性質が異なるため、その位置づけにはできないと思う。ここ数年間、障害者差別解消法の広報・啓発をしっかり行う必要がある。

障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法については人権三法とまとめられることが多いが、障害者差別解消法については合理的配慮の不提供禁止の判断基準が最もシビアである。人権三法でまとめて多くの方に知ってもらう一方で、そうすることにより障害者差別解消法の特化しているところが曖昧になることを心配する。

P委員

啓発については、当事者が前面に出ないと効果がないと思う。精神障害者についてはピアサポーターに講演をしてもらっている。当事者がいろいろな媒体を通じて、投げかける方がよい。

委員長

行政だけに任すのではなく、当事者団体も参画しながら取り組んでほしい。

○ 障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実について

O委員

平成30年度の取組み内容の自立支援協議会の重症心身障害者（児）のプロジェクトチームで行ったアンケートの対象者は28名と限られており、個別に丁寧なニーズを聞いたアンケートであった。

アンケートでは重症心身障害者（児）は、スクールバスに看護師がいなかったためスクールバスで送迎ができない、住居についても市内に確保できず市外に行かなければいけない、親が元気なときはよいが将来が不安などの課題が挙げられている。これらを解決するには、予算やマンパワーが必要である。他の地域でも同じ問題を抱えている。都会では輪番制でショートステイを行っているところもある。広域的な連携が必要ではないかとプロジェクトチームでは話をしていた。

D委員

医療的ケア児者の支援連絡会議が設置されることも聞いており、参画したい思いは強い。長年この課題については、公の委員会にはできるだけ参加し、なかなか参画できない方の想いを会議に持ってきていたいと考えている。支援連絡会議のメンバーはどのようなになっているか教えてほしい。

事務局

支援連絡会議のメンバーは、重症心身障害者を受け入れている北但広域療育センターと同センターの相談支援事業所、総合的な相談事業所の豊岡市障害者基幹相談支援センター、保健・医療の分野では公立豊岡病院小児科及び医療連携部の医療ソーシャルワーカー、訪問看護を長年行っている出石訪問看護ステーション、保育の分野で豊岡市保育協会、教育の分野で出石特別支援学校、関係行政の豊岡健康福祉事務所地域保健課、市の関係でこども教育課、こども育成課、健康増進課、社会福祉課のそれぞれの事務担当者レベルとなっている。

委員長

支援連絡会議については第1回の会議が開催された。今後医療との連携を調整してほしい。また、民生委員の研修会でも制度を周知してほしい。

P委員

医療的ケアもできるショートステイについては、これまで豊岡病院を核にして話をしているがあまり進展がない。医療的ケアもできるショートステイ機能については、これまでとは異なる視点（高齢者施設など）で検討していかないと先に進まないと思う。

D委員

平成31年3月1日、鳥取大学の教授に講演に来ていただいた。対象は重症心身障害者の保護者、学校、相談支援専門員、社会福祉課で研修を行った。

教授の話では、重症心身障害者の方は、思春期を過ぎると状態が安定し、長生きされる方もいるが、それまでは状態は不安定なので慎重に対応する必要があるとのことであった。

また、但馬圏域に重症心身障害者を専門で対応できるドクターのいる療養介護型の入所施設が必要になってくる。そうしないと今後の対応が困難になるとのことであった。施設の整備は非常にハードルが高いが、周産期医療の充実で、重篤な状態で退院される子もこれから増えてくる。対応できる施設がないと、その時点で家族は24時間休めない状態が続く。つい最近も遠くの施設に短期入所しているときに、容態がかなり悪くなり豊岡病院に搬送された方もいると聞く。

委員長

連絡会のあり方については、今日の意見に配慮してほしい。

○ 地域移行・地域定着について

P委員

地域移行支援の実績5件は人口規模から考えると全国的にもよく頑張っている。グループホームからの地域への移行については、国が自立生活援助という支援を平成30年度から制度化したが、豊岡市内には指定されている事業所はないので、市も支援をしてほしい。地域移行しなければならない精神障害者の高齢化の問題があり、これまでは市で養護老人ホーム

への措置をしていただいていたが、最近スムーズにいかないことがあるのでご配慮いただきたい。

地域活動支援センターについては、最近精神障害者当事者がピアスタッフとして雇用されているケースもある。地域定着・地域移行するだけでなく、今後能力のある方については、トレーニングして障害のサービス提供事業所や社会福祉法人も雇用することを意識する必要がある。

委員長

先日、ヘルパー研修に参加して、現場の方は熱心に活動をされていると感じた。京阪神の社会福祉士会では触法障害者の再犯ケアなどが問題になっているがこちらの地域はどうか。

P 委員

医療観察法による支援はしている。措置入院については、昨年度国がガイドラインを作成し保健所が中心となり行っている。但馬地域の基本スタンスは、触法や医療観察法対象の人も治療を受けて病状が安定してきている人は精神福祉法上の医療保護や任意など普通の流れで退院されることが多いので、この地域移行という制度をしっかりと使っていただいて、本人も地域も安心した形で退院をスムーズにする体制はほぼできていると理解している。

事務局

触法行為をした方が、保護観察処分の身で退所した場合、保護司が住居や就職先を斡旋する。刑務所を満期で出所される方については、刑務所内の出口支援としてソーシャルワーカーが各自治体と調整をされている。いままで豊岡市でも調整したことが年に数件あり、就労支援や住居確保などを行っている。

委員長

高齢化の中、今後法律との連携も増えてくると思うので、知識を高める必要がある。

○ 住まいの確保について

P 委員

昨年度、兵庫県でも住まいの確保の研修会を行い、宅建協会へも案内した。障害を理由として入居を拒否してはいけないことは基本ルールであるが、ルールと現実にはギャップがかなりあるとのことであった。

トラブルのときの相談窓口として地域定着支援という制度もあるので、不動産関係者へも周知する必要がある。

数年前、市の担当者へ市営住宅のことを尋ねた際、空き室はあるが建物がかなり老朽化しているため、できれば取り壊したいとのことであった。ニーズを明確にしながら公営住宅の利用方法を具体的に整理していかないといけない。

A 委員

空き家について、宣伝の仕方の問題。豊岡は空き家問題の協議会や人口減でコミュニティの問題を議論しているのであれば、どんな人でも条件をクリアすれば入居できるということを福祉的な話を交えるなど工夫して宣伝しなければ広まらない。空き家に住むのは市外の人なので、市外の人にPRしなければ効果がないと思う。豊岡市に住んでいない人に対して目立たないと意味がないと思う。

(2) 第5期豊岡市障害福祉計画の進捗状況について

【質疑応答等】

P 委員

就労移行支援事業について、障害者の多様な働き方に対応できないため撤退していかれたと思う。障害者の多様な働き方を考えなければ、就労移行は伸びないと思う。

副委員長

制度そのものの要件と実態とが後追いであり、事業継続をする上で大変厳しいものとなっていたと思う。

(3) 第1期豊岡市障害児福祉計画の進捗状況について

【質疑応答等】

特になし

○ その他

第5期豊岡市障害福祉計画・第1期豊岡市障害児福祉計画グループインタビューの主な結果と課題の対応状況について

【質疑応答等】

特になし

以上